

Hong Kong Tax Alert

3 February 2020
2020 Issue No. 1



船舶リース事業者及び船舶リースマネジメント事業者を対象とする優遇税制の提案

2020年1月17日、2020年度内国歳入法改正案(船舶リース優遇税制)(以下、「法案」という)が政府官報に公表されました¹。本法案は、香港の適格船舶リース事業者及び適格船舶リースマネジメント事業者を対象とする優遇税制案の導入を目指しています。このタックス・アラートでは新税制案の枠組み及び論点について解説しています。

本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

優遇税制案の枠組み

特定の租税回避防止規定を前提として、優遇税制案には次の通り規定されています。

- i. 適格船舶リース事業者の適格船舶リース活動により得られる適格所得に対する税率は、オペレーティング・リース及びファイナンス・リース(すなわち、資金調達リース)いずれの場合も0%となります。また、適格船舶リース活動は、船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者または船舶オペレーターへの船舶リースが含まれ、広範囲に定義されています。したがって、サブリース及びファイナンス・リース契約(セール・アンド・リースバックを含む)も優遇税制の対象となります。
- ii. 適格船舶リースマネジメント事業者が、当該法案で定義されている関連会社でない適格船舶リース事業者のために適格船舶リースマネジメント活動を行う場合、適格所得に対する税率は8.25% (現在の標準法人税率16.5%の半分)となります。ただし、当該適格船舶リース事業者が当該法案で定義されている関連会社である場合、その税率は0%に引き下げられます。
- iii. 減価償却費の損金算入が認められなくなる代わりに、適格船舶所有リース事業者のオペレーティング・リースに関する課税所得は、リース料純額(リース料総額から減価償却費以外の費用を控除した額)の20%とみなされます。
- iv. 適格船舶リース事業者のファイナンス・リースに関する課税対象額は、関連するファイナンス・チャージまたは受取金融利息から控除可能費用を差し引いた金額になります。

¹ 法案は以下よりダウンロードできます:
<https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20202403/es3202024031.pdf>

優遇税制案における主要な用語の定義

適格船舶リース事業者

対象年度において企業が、(i)船舶オペレーターではなく、(ii)香港において適格船舶リース活動に従事している場合、適格船舶リース事業者として認められます。

適格船舶リースマネジメント事業者

一定のセーフハーバールールを前提に、対象年度において企業が、(i)船舶オペレーターではなく、(ii)香港において適格船舶リースマネジメント活動に従事している場合、適格船舶リースマネジメント事業者として認められます。

ただし、適格船舶リースマネジメント活動に従事していない場合でも、以下のセーフハーバールールを満たす場合には、適格船舶リースマネジメント事業者として認められます。

- i. 適格船舶リースマネジメント活動に関する利益及び資産が、当該企業全体の利益及び資産の75%を超えていている。
- ii. 上記条件を満たさない場合でも、内国歳入局長官(CIR)へ適格船舶リースマネジメント事業者の認定を申請することが可能である。内国歳入局長官は、対象年度において数値要件の充足を阻害する要因が、企業の通常の事業過程から生じたものではないと判断できる場合に、適格認定を行うことができる。

適格船舶リース事業者の適格所得

適格船舶リース事業者の適格所得とは、適格リース事業者が香港における通常の事業過程において、船舶リース事業者、船舶リースマネジメント事業者または船舶オペレーターに次の船舶リースを行うことで得られる所得を指します。

- (i) 総トン数500トン以上、かつ、
- (ii) 主に香港以外の水域に運航している

当該リースは、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースいずれの形もとることができます。

適格船舶リースマネジメント事業者の適格所得

適格船舶リースマネジメント事業者の適格利益とは、適格船舶リースマネジメント事業者が香港における通常の事業過程において、適格船舶リース事業者のために船舶リースマネジメント活動を行うことにより得られる所得を指します。

「船舶リースマネジメント活動」の一覧は、本タックス・アラートの別添をご参照ください。

オペレーティング・リースに関する20%のみなし課税所得

この法案は、適格船舶リース事業者が優遇税率(現在、0%に設定)の適用対象となる場合、当該船舶の提供に要した資本的支出に係る減価償却費の損金算入が認められなくなることを提案しています。

減価償却費の損金算入が認められなくなる代わりに、適格船舶所有リース事業者のオペレーティング・リースに関する課税所得は、リース料純額(リース料総額から減価償却費以外の費用を控除した額)の20%とみなされます。

適格リース事業者の適格所得に対する優遇税率は現在、0%に設定されているため、上記20%のみなし課税所得(0%の税率が適用)は、当該リース事業者の租税債務の決定に影響ないと考えられます。ただし、現在提案されている0%の優遇税率が今後変更される場合、20%のみなし課税所得は租税債務の決定に影響すると考えられます。

濫用を避けるため、以下の特別な状況においては、適格船舶リース事業者の20%のみなし課税所得の取扱いは、否認されると規定されています。

- i. 適格船舶リース事業者が船舶の所有者ではない(すなわち、転貸人)。
- ii. リース事業に用いる船舶の提供に関して資本的支出を行なっていない。
- iii. 当該リース事業者、その関係者、または一定の限的な例外を前提として、セール・アンド・リースバック契約の関係者に対して、船舶に係る減価償却費の損金算入が認められている。

優遇税率を適用するために満たすべき追加条件

上記に加え、適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者は、提案されている優遇税率を適用するため、次の条件を満たす必要があります。

- i. 対象年度において、リース事業者またはリースマネジメント事業者の集中管理及び統制が香港内において行われていること、
- ii. 当該適格所得を生み出す活動が、(a)リース事業者またはリースマネジメント事業者により、香港において実施されていること、または、(b)リース事業者またはリースマネジメント事業者により、香港内で実施されるよう手配されていること、及び
- iii. 当該活動が香港域外の恒久的施設によって行われていないこと。

上記(ii)について、次の要件が満たされない限り、当該活動は、適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者により、香港で実施または実施されるよう手配されているとみなされません。

適格活動	香港で正規雇用されている適格従業員の平均人数	香港で発生した年間営業費用
船舶リース	2	780万香港ドル
船舶リースマネジメント	1	100万香港ドル

さらに、適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者は、優遇税率を適用する場合、書面による届け出が必要となります。一度優遇税率の適用を選択すると、適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者として存続する限り取り消すことはできません。

優遇税率の適用を選択した後、ある年度に適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者が優遇税率の適用条件を満たせなかつた場合、当該事業者は、その翌事業年度において優遇税率の適用が認められません。

次年度において優遇税率が認められない理由は、損失が予測される年度において、意図的な優遇税率の適用回避を防止するためです(損失の場合、優遇税率より通常税率の方が税額の減少効果が大きくなるため)。

その他の条項

特定の租税回避防止規定

法案には、次の租税回避防止規定が含まれています。

- i. 関連当事者との間で独立企業原則による事業取引が行われなかつた場合、同原則のもと得られたであろう利益に基づいて、適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者を評価する。
- ii. 適格船舶リース事業者が行うディフィーザンス協定を未然に防ぐ²。
- iii. 適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者による契約締結の主目的またはその一つが、内国歳入法(以下、「IRO」)に基づく、または、適格船舶リース事業者の場合は租税条約に基づく、タックスペネフィットの取得である場合、上記優遇税率の適用は否認される。

関係者による支払金の損金算入額の減額

IROに基づく現在利用可能な他の優遇税制と同様に、支払人が適格船舶リース事業者または適格船舶リースマネジメント事業者と関係があり、支払われた金額に対して優遇税率(0%または8.25%)のみで課税される場合、当該支払人の支払金に関する損金算入額は、当該事業者が得る優遇税額により減額されます。

3年以上使用した船舶をキャピタルアセットとする取扱い

適格船舶リース事業者が、(i)船舶の売却まで3年以上継続して適格船舶リース事業活動のために当該船舶を使用し、(ii)当該全ての期間において上記優遇税率が適用される場合、事業所得税の計算上、適格船舶リース事業者が所有する船舶は資本的資産として取り扱うと法案に規定されています。

香港では、キャピタルゲインは非課税のため、上記条件を満たす適格船舶リース事業者は、船舶の売却益に対して課税されません。

当然のことながら、上記はキャピタルゲイン請求のセーフハーバールールとしてのみ機能します。一定のケースの事実とメリットに応じて、セーフハーバールールを満たさない船舶リース事業者は、一般的な規則のもと、関連する利益を実質的に資本的性質のものとして主張できる可能性があります。

²ディフィーザンス契約のもと、適格船舶リース事業者は第三者に対する所有権契約(ファイナンス・リース、購入選択権付きリース、条件付売買契約のいずれか)を破棄し、所有権契約に基づく支払義務を免除することが可能です。このような場合、租税回避防止規定が適用され、適格船舶リース事業者は当該船舶を所有しなくなつたとみなされます。すなわち、当該活動は適格船舶リース活動の定義を満たさなくなるため、リース事業者はリース取引に関する事業所得税の軽減を受けられなくなります。

特定の船舶リース及び船舶リースマネジメントに関する事業所得に課税するための新たなみなし規定

解釈の余地をなくすため、法案では、IROのセクション15(1)の改訂が提案され、香港で行う船舶リース事業または船舶リースマネジメント事業から得た特定の所得(資本的資産の売却から生じるものを除く)は、当該船舶が香港外で使用されている場合であっても、香港の課税所得とみなされることになります。

ただし、当該みなし規定がなかったとしても、「オペレーションテスト」のもと、当該所得はIROのセクション14(1)に基づき、香港源泉所得として判断される可能性があります。IROのセクション14(1)に基づく課税所得は、IROのセクション15(1)に含まれるみなし規定の範囲に含まれません。

適用日

適格船舶リース事業者及び適格船舶リースマネジメント事業者の適格所得に対する上記の優遇税制案は、2020年4月1日以降の支払い、受領または発生した所得に適用されます。

ただし、船舶リース事業および船舶リースマネジメント事業から生じる所得に課税するためのみなし規定は、法案が成立した日以降に受領または発生する所得に適用されます。

論評

弊事務所は、船舶リース及び関連する海運事業を誘致し、香港の競争力を高める法案の導入を歓迎します。

船舶リース事業者及び船舶リースマネジメント事業者が提案された優遇税制の適用を受けるために必要とされる雇用者数及び年間支出に関する最低基準要件は、業界及びその他の利害関係者との協議の後に提案されたことがわかりました。ただし、グループレベルで雇用され、優遇税制案の適用対象となる複数のグループ会社に勤務する場合、香港で雇用されている正規雇用者数をどのように数えるかは、完全には明らかとなっていません。

さらに、同法案における「船舶リースマネジメント活動」の範囲を定義するために使用される用語は、対応するシンガポールの税制の用語と異なります。したがって、この法案で提案されている税制が、同地域における香港の主要な競争相手であるシンガポールの制度に類似しているかは、あまり明確ではありません。

弊事務所は、法案成立の過程で、政府が上記の点を明確にしてくれることを期待しています。本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

別添

企業が行う「船舶リースマネジメント活動」とは、以下の活動のいずれかを意味します。

- a) 他の船舶リース事業者の管理
- b) 船舶の所有を目的とした特定目的会社の設立または管理事務
- c) 会社またはその関連会社によって全部または一部を所有されている特定目的会社が船舶の所有権を取得するためのファイナンス、その手配または外部金融機関からのファイナンスの提案の評価
- d) 会社またはその関連会社によって全部または一部を所有されている特定目的会社が船舶リース事業に関するファイナンスまたは履行義務に関する保証またはその手配、あるいは事業に関する担保の提供
- e) リースの管理
- f) 船舶の調達またはリースの手配
- g) 船舶運営、乗組員の提供、航海の監視、保守、修繕、認証、保険、保管、廃却、改良の手配、あるいは港湾代理サービスまたは船舶保安サービス
- h) 船舶及びその保守設備の評価、査定、供給または検査の手配(船舶品質の内部監査を含む)
- i) 海運業界及び船舶市場の評価の手配
- j) リースに関するマーケティング
- k) 他の船舶リース事業者から船舶事業者が船舶の所有権を取得するためのファイナンスまたはその手配
- l) 残価保証または条件付購入契約の手配
- m) 他の船舶リース事業者に対する船舶リース活動関連サービスの提供
- n) 新たな造船の設計・造船の監督

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Ian McNeill
 Deputy Asia-Pacific Tax Leader
 +852 2849 9568
 ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting
Hong Kong Tax Services				Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
China Tax Services				International Tax and Transaction Services
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com
Tax Technology and Transformation Services				International Tax Services
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com			James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services				Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com
International Tax Services		Transfer Pricing Services		
Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com				Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com
Transfer Pricing Services				Transfer Pricing Services
Transaction Tax Services		Transaction Tax Services		
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com
Indirect Tax Services		People Advisory Services		
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.

APAC no. 03009777
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

